



金 沢 市 公 報

号外第21号

平成30年(2018年)8月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	● 告 示	
● 規 則		○ 金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	
○ 金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部		の一部分改正について (こども政策推進課)	1
を改正する規則 (こども政策推進課)	1	○ 金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の	
		一部分改正について (障害福祉課)	2

規 則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第52号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第58号)の一部を次のように改める。

別表第1の備考中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の所得割の額については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表及び別表第2において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

別表第1の備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この表において「所得割」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。

別表第2の備考中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 前項の所得割の額については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育(以下この項において「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

告 示

●金沢市告示第263号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和47年告示第54号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表の備考中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 前項の所得割の額については、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において

指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

附 則

この告示は、平成30年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第264号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項第2号の所得割の額については、申請する者が当該所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、この者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

附 則

この告示は、平成30年度分からの助成事業について適用する。

平成30年(2018年)8月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)8月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄